

住み慣れた地域で安心して暮らすために

ひとり歩き高齢者等見守り支援

高齢化に伴い、認知症の人の数は年々増加し、認知症による行方不明者も増加しています。行方不明になった場合、発見に時間がかかると命に関わるため、できるだけ早く安全に発見・保護できるしくみづくりが重要です。

認知症の症状があっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市では次の事業を実施しています。また、新たに12月から、**事故などで損害賠償を請求される事態に備える保険を付帯した事業も始めます**。ご家族などが抱えている課題に応じて、異なるタイプのサービスを組み合わせてご利用ください。

【対象者】 市内在住のおおむね65歳以上で、認知症により行方不明になるおそれがあり、在宅で生活している人のご家族など

位置情報サービス

位置情報サービスとは、専用のGPS端末を使って、行方不明になるおそれのある人の現在地情報を家族などが検索できるサービスです。GPS端末は、かばんに入れておいたり、靴に入れ込んだり、お守りとして首から下げたりして使用することができます。機器は次のAタイプとBタイプの2種類があり、ニーズに合わせて選択できます。

【月額利用料（自己負担額）】 638円



※靴は別途費用がかかります。

	①個人賠償責任保険付 GPS	② GPS 端末のみ
サイズ・重量	幅 3.85cm × 高さ 4.75cm × 厚さ 1.1cm 約 25.5 g	幅 3.8cm × 高さ 5.7cm × 厚さ 1.5cm 約 34 g
探索方法	① 365日24時間体制のコールセンターへ電話による探索依頼 ② インターネット環境（パソコン・携帯電話）での探索	スマートフォンアプリでの探索
日常生活賠償補償*	保険金額3億円（上限） （免責金額0円）	なし

*…GPS 端末利用者が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険

見守り安心シール

外出中に行方不明になるおそれのある高齢者の情報を事前に登録します。登録後、市から交付する「見守り安心シール」を高齢者の衣類やかばん、靴などに貼り付けます。行方不明になった高齢者を発見した人が、そのシールの二次元コードをスマートフォンなどで読み取ると、市や警察の連絡先が表示されます。連絡先にシールの登録番号を伝えると身元が判明し、高齢者の家族などに連絡をとることができます。



※実寸サイズ



【申込先・問い合わせ】 介護高齢福祉課
☎ 22-9634 FAX 26-3950 ✉ kaigo@city.iga.lg.jp

障害者差別解消法をご存じですか？

12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間は、障がいのある人たちの社会参加を推進し、障がいに対する理解と認識を深めるための週間です。障がいのある人にどのような配慮や支援が必要なのかを知り、「誰もが心地よく安心して暮らせるまち」をつくりましょう。

2021年5月 障害者差別解消法が改正されました

【施行日】 公布日（令和3年6月4日）から3年以内

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）とは、国や市などの行政機関、会社やお店などの民間事業者での「障がいを理由とする差別」をなくし、すべての人が共に生きる社会をつくるための法律です。

法の理念に基づき、すべての人が障がいのある人に対して理解を示し、何か困っている様子を見かけたときは、まずは「何かお手伝いしましょうか」などの声かけをし、できる範囲で状況に応じた丁寧なサポートをしましょう。

◆改正のポイント

障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が民間事業者でも禁止されます。

これまで民間事業者に対して、合理的配慮は努力義務となっていました。今後は義務として、配慮の提供が求められます。

※必要としている配慮はその人の障がい特性やその場の状況などで異なるので、「対話」を通じて調整することが大切です。

◆「不当な差別的取扱い」とは？

正当な理由なく、障がいがあるということを理由にしてサービスなどの提供を拒否したり、提供にあたって条件を付けたりすることです。

- 例) ○受付の対応を拒否する
○学校の受験や入学を拒否する
○アパートなどの入居を断る
○本人を無視して付き添いの人だけに話しかける
○付き添いの人がないことを理由に入店を断る など

◆「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人は、社会の中にあるさまざまな障壁によって生活しづらい場合があります。障がいのある人から、障壁を取り除くよう求められたときに、負担になり過ぎない範囲で対応することです。

- 例) ○段差がある場合、車椅子利用者の補助をする
○筆談、読み上げ、手話など、意思疎通の配慮を行う
○職場において障がいの特性に応じて休憩時間の調整などを行う など



障がい者福祉に関する相談窓口

◆障がい者相談支援センター（本庁舎1階）

☎ 26-7725 FAX 24-7511 ✉ iga-syougai1@ict.jp

市が設置している相談窓口で、障害者手帳のあるなしに関わらず、障がいのある人やその家族からの障がい福祉サービスの利用や困りごとについて相談に応じます。

◆伊賀市障がい者相談員

市の委嘱で活動している相談員です。自身の経験をもとにアドバイスをします。※敬称略

【身体】 藤原 泰則（石川）・橋本 たき子（久米町）・
赤井 聖功（阿保）・浜口 恵美子（緑ヶ丘本町）・
福地 申大（富永）・山本 志賀子（比土）・
増永 秀美（島ヶ原）

【知的】 船見 泰子（緑ヶ丘本町）・海野 啓子（緑ヶ丘西町）

伊賀市障害者福祉連盟の
加入者を募集しています

市内在住の障がいのある人やその家族が相互の親睦を図り、障がい者共通の問題の解決に向け、さまざまな活動を行っている団体です。

【問い合わせ】

伊賀市障害者福祉連盟事務局
（伊賀市社会福祉協議会内）
☎ 21-5866 FAX 26-0002



【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662
✉ shougai@city.iga.lg.jp